

令和2年度 奨学生募集要項

I 育英財団の概要

II 奨学生募集要項

公益財団法人 とよしん育英財団

I 育英財団の概要

1, 名称

公益財団法人 とよしん育英財団

2, 代表者(理事長)

田 端 稔 (豊田信用金庫 相談役)

3, 所在地

豊田市元城町1丁目48番地 豊田信用金庫本店内

4, 設立者

豊田信用金庫

5, 設立年月日及び名称等変更

昭和55年4月 (財) とよしん奨学育英会 設立

平成11年4月 (財) とよしん育英財団 名称変更

平成24年4月 公益財団法人へ移行

6, 基金

3億5百万円

7, 目的

この法人は、愛知県内における一般子弟のうち、学術優秀、品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学援護による社会的有用な人材の育成を図ること及び地域の教育文化活動の発展に貢献することを目的とする。

8, 事業

この法人は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 愛知県内に住所を有する中学生及び高校生に対する奨学金の給付。
- (2) 愛知県内で教育活動等を行う者又は団体に対する表彰及び助成。
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

がある方全員)

- ⑦ その他必要と認める書類 (市区町村など)
児童扶養手当、遺児手当の受給該当者で、それを証明する証明書 (市区町村など)
や児童扶養手当証書及び児童手当支給通知書の写し等

7, 奨学生の選考及び決定

- (1) 出願書類により第1次選考を行い、第1次選考通過者を決定します。
(5月)
- (2) 第1次選考通過者を対象に、当財団の奨学生選考委員により決定します。
(6月)
- (3) 奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が最終決定します。(6月)
- (4) 選考結果は、在学学校長経由で応募者全員に通知します。(7月)

8, 奨学生受給決定後

- (1) 奨学金振込指定口座届の提出
奨学生決定の通知を受けた方は、奨学金の振込指定口座届を当財団に提出願います。振込指定口座は豊田信用金庫本支店の普通預金口座で、本人名義のものに限ります。豊田信用金庫の口座をお持ちでない方は、すみやかに口座を開設してください。
- (2) 奨学生認定書授与式
新規奨学生に対して「奨学生認定書授与式」を7月下旬頃に行う予定です。保護者・本人の出席をお願いします。
- (3) 年度終了時の報告
奨学生は年度終了時、3月末までに次の書類を当財団あてに提出願います。
 - ① 生活状況報告書 (当財団所定用紙)
 - ② 在学証明書 (学校所定用紙・当財団所定用紙)
 - ③ 学業成績証明書 (学校所定用紙)
 - ④ 卒業時は進路報告書 (当財団所定用紙)
- (4) 届出住所や連絡電話番号に変更があった場合や、奨学金振込口座に変更があった場合など各種の変更が生じた場合には、変更届 (当財団所定用紙) を提出ください。
- (5) 奨学生が下記重要な事項に該当した場合は、直ちに届け出なければならぬ。
 - ① 休学、復学、転学、退学した時。
 - ② 停学その他の処分を受けた時。

9, 奨学金の休止・復活

- (1) 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。
- (2) 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めた時は、奨学金の交付を停止する。
- (3) 奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出た時は、奨学金の交付を復活することがある。

10, 奨学金の取消し

奨学生が次の各号に該当すると認める時は、在校学校長の意見を徴して奨学金の交付を取消しする。

- ① 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなった時。
- ② 学業成績又は操行が不良となった時。
- ③ 奨学金を必要としない理由が生じた時。
- ④ 奨学生として適当でない事実があった時。
- ⑤ 在学学校で処分を受けて学籍を失った時。
- ⑥ その他当財団の定款に抵触する時。

11, その他

(1) 書類送付先

〒471-8601 豊田市元城町1丁目48番地 豊田信用金庫本店内
公益財団法人 とよしん育英財団事務局 宛

(2) 照会先及び連絡先

豊田信用金庫総務部総務課内
とよしん育英財団事務局 山内・高橋まで
Tel 0565-36-1377 (ダイヤル)
FAX 0565-35-1784